

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			

生 企 第 1 2 0 号
令 和 6 年 7 月 1 1 日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に関する留意事項等について

先般、「道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令等の公布について」（令和6年7月11日付け生企第119号）において示達されたとおり、道路交通法施行規則及び警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第61号。以下「改正府令」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第9号。以下「改正規則」という。）が公布され、令和6年6月27日に施行された。

当該改正に係る警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号。以下「府令」という。）、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）における改正の要旨並びに運用上の留意事項については、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 機械警備業務管理者に係る専任規定の見直しについて

改正府令により、基地局ごとに専任の者を置くこととされている機械警備業務管理者について、一定の条件を満たす場合には、兼任の者を置くことを可能とした。具体的には、同一の機械警備業務管理者を置こうとする複数の基地局について、

ア 当該基地局に係る警備業務対象施設の合計数が5,000以下であること

イ 基地局の所在する都道府県の区域を管轄する公安委員会（当該公安委員会が2以上あるときは、当該2以上の公安委員会）からそれぞれの基地局における機械警備業務管理者の業務の適正な実施に支障がないものとして承認を受けたこと

のいずれもの条件を満たす場合に限り、兼任が認められることとなる。

機械警備業務の開始届出書及び変更届出書の様式については、府令別記様式第18号及び第19号において規定されているところ、基地局における機械警備業務管理者の配置状況を確実に把握することができるよう、専任・兼任の別をチェックする欄を設けることとした。

2 講習等の実施方法の見直しについて

(1) 各種講習の実施方法について

改正規則により、指導教育責任者講習、現任指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習について、一定の条件を満たす場合に限り、電気通信回線を用いて行うことを可能とした。

また、指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の修了考査について、電子計算機等を使用する方法により行うことを可能とした。

(2) 検定における学科試験の実施方法について

改正規則により、検定における学科試験について、電子計算機等を使用する方法により行うことを可能とした。

(3) 登録講習機関が行う講習会の実施方法について

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第3項の登録を受けた者（登録講習機関）が行う講習会のうち、学科講習について、一定の条件を満たす場合に限り、電気通信回線を用いて行うことを可能としたほか、学科試験について、電子計算機等を使用する方法により行うことを可能とした。

3 その他の改正事項

(1) 死亡等の届出について

都道府県警察の事務の合理化及び事業者の利便性向上のため、改正府令による改正後の府令第25条第1項において、法第12条第1項及び第2項に規定する届出書の様式を定めた。

(2) 検定合格証明書における住所欄の廃止について

都道府県警察の事務の合理化及び事業者の利便性向上のため、検定規則別記様式第6号に定める合格証明書の様式から、住所欄を削除した。

4 経過措置

改正府令又は改正規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、それぞれ改正府令又は改正規則による改正後の様式によるものとみなす。また、旧様式による用紙については、当分の間、必要事項を手書きで追記する、不要な文字を二重線その他の方法で削除するなどの方法により取り繕って使用することができる。ただし、可能な限り新様式による用紙を使用するよう努めること。

5 施行期日について

公布の日（令和6年6月27日）に施行する。

担当 生活安全企画課
営業・危険物係